

地上デジタル放送視聴のため 低所得世帯支援の拡大

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送に移行することができない世帯に対して支援を行っています。今回その対象を「NHK放送受信料全額免除世帯」に加えて、「市町村民税非課税世帯」に拡大します。

また、☎043・332・2525
【受付時間】平日：午前9時～午後9時／土、日、祝日：午前9時～午後6時
NHKの放送受信契約について

て：NHKふれあいセンター☎0570・077077または、☎050・3786・5003
【受付時間】平日：午前9時～午後9時／土、日、祝日：午前9時～午後6時

※NHK放送受信料全額免除の世帯には、別の支援がありません。詳しくは、総務省「地デジチューナー支援実施センター」☎0570・033840までお問い合わせください。

確定申告はお早めに！

○申告書の作成は国税庁ホームページで
ご自宅などでパソコンとプリンタをお持ちの方で、インターネットが利用できる方は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書作成コーナー」で、簡単に申告書や決算書・収支内訳書などが作成できます。作成した申告書を印刷し、源泉徴収票などの必要書類を添付して郵送などで提出すれば、混雑した相談会場に行くことなく手続きが終了します。是非ご利用ください。

さらに、市役所で電子証明書付の住民基本台帳カード（住基カード）を取得して、住基カードを認識するICカードリーダーを認識すれば、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で作成した申告書を電子申告（e-Tax）で提出もできます（贈与税は除きます）。詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

なお、振込先の預貯金口座はご本人名義のものに限ります。土浦税務署では、3月31日（木）までの期間（土、日、祝日を除く）、税務署会議室（3号館）で申告相談を行っています。また、2月20日と2月27日の日曜日に限り、確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受および納付相談を行います（現金納付の窓口業務は行いません）。相談時間は、午前9時から午後5時までです。ただし、混雑時は相談時間終了前に受付を終了する場合があります。

1 どのような支援ですか？
地上デジタル放送がまだ視聴できない市町村民税非課税世帯に対して、簡易な地上デジタル放送対応チューナー1台を無償で提供する支援を新たに行います。

2 誰が支援を受けられるのですか？
支援の対象は「世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯」でNHKと放送受信契約を結んでいる世帯が対象です。※NHKと放送受信契約を結んでいない場合は、支援の申込後、速やかにNHKと放送受信契約を結んで下さい。

3 支援の内容は？
○簡易なチューナー（1台）を無償で給付（配送）します。
○簡易チューナーの設置方法と操作方法を電話でサポートします。

4 申込期限は？
7月24日（日）まで（当日消印有効）
※4月1日以降の支援については、平成23年度予算成立が前提となっています。

5 支援の申し込み方法は？
必要書類を添えて支援の申込書を送付してください。
※市役所での受付は行いません。

6 申込書はどこにあるの？
○市役所両庁舎市民窓口課に設置してあります。
○申込書の郵送をご希望の場合は、総務省地デジチューナー支援実施センターへご連絡ください。

7 申込時の必要書類は？
○申込書
○世帯全員が記載された住民票の写し（発行日から1年以内のもの）
○世帯全員の市町村民税非課税証明書（平成21年以降の所得にかかるもの）

8 問い合わせ先
○支援制度について：総務省地デジチューナー支援実施センター☎0570・023724

9 還付される税金がある場合の受取方法について
還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預貯金の種別および口座番号（ゆうちょ銀行の場合は記号番号のみ）を正確に記

○申告書の作成は国税庁ホームページで
ご自宅などでパソコンとプリンタをお持ちの方で、インターネットが利用できる方は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書作成コーナー」で、簡単に申告書や決算書・収支内訳書などが作成できます。作成した申告書を印刷し、源泉徴収票などの必要書類を添付して郵送などで提出すれば、混雑した相談会場に行くことなく手続きが終了します。是非ご利用ください。

○申告と納付（現金納付の場合）の期限について
平成22年分の所得税および贈与税の申告と納付期限は3月15日（火）まで、個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納付期限は3月31日（木）までです。
納税は、納付書を添えて税務署または金融機関で行ってください。なお、申告書の提出後に、税務署からは納付書の送付は行いませんので、ご自分で税務署または金融機関で納付書を手入力してください。また、口座振替を利用すれば「便利・安全・確実」です。
※納付期限前までに「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要です。

○還付される税金がある場合の受取方法について
還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預貯金の種別および口座番号（ゆうちょ銀行の場合は記号番号のみ）を正確に記

10 土浦税務署申告案内窓口
☎029・822・1100
※自動音声でご案内しますので、申告相談などは「0」番を選択してください。

○申告書の作成は国税庁ホームページで
ご自宅などでパソコンとプリンタをお持ちの方で、インターネットが利用できる方は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書作成コーナー」で、簡単に申告書や決算書・収支内訳書などが作成できます。作成した申告書を印刷し、源泉徴収票などの必要書類を添付して郵送などで提出すれば、混雑した相談会場に行くことなく手続きが終了します。是非ご利用ください。

○申告と納付（現金納付の場合）の期限について
平成22年分の所得税および贈与税の申告と納付期限は3月15日（火）まで、個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納付期限は3月31日（木）までです。
納税は、納付書を添えて税務署または金融機関で行ってください。なお、申告書の提出後に、税務署からは納付書の送付は行いませんので、ご自分で税務署または金融機関で納付書を手入力してください。また、口座振替を利用すれば「便利・安全・確実」です。
※納付期限前までに「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要です。

○還付される税金がある場合の受取方法について
還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預貯金の種別および口座番号（ゆうちょ銀行の場合は記号番号のみ）を正確に記

問 土浦税務署申告案内窓口
☎029・822・1100
※自動音声でご案内しますので、申告相談などは「0」番を選択してください。